

佐賀県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について

令和 3 年 1 月 2 9 日 佐 本 組 対 発 第 2 5 号

◎ 概要

犯罪収益対策については、これまでに組織犯罪及びテロリズムに関する情勢やF A T F（金融活動作業部会）による勧告に応じて、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）をはじめとする犯罪による収益の移転に関連する法令の制定及び改正並びに所要の体制整備を適時行うなどの取組が推進されてきた。

一方、犯罪による収益の移転に関する情勢は絶えず変化しており、特にI Tやネットワーク等の技術の進展に伴い、キャッシュレス化や利用者の匿名性が高い暗号資産により資金の決済体系が大きく変容しつつあるなど、犯罪収益対策を取り巻く環境はより複雑化している。

こうした情勢に的確に対処するためには、関係機関、事業者等との連携を更に強化しつつ、佐賀県警察が一体となって、総合的な犯罪収益対策を推進するものである。